

横浜ゴム柏会支部規約

(名称)

第一条 本支部は、「横浜ゴム柏会」と称する。

(事務所)

第二条 本支部事務所は、支部長赴任先の「長野豊岡工場内」に置く。

(目的)

第三条 本支部は、会員相互の交流を図り親睦を深めると共に、会員の幅広い社会活動を推進し、横浜ゴム(株)、東京都市大学及び東京都市大学校友会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第四条 本支部は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 支部総会の開催
2. 親睦会、その他の活動

(会員)

第五条 本支部の会員は次にあげるものをもって構成する。

正会員：横浜ゴム(株)に在職する武蔵工業大学、東横女子短期大学、及び東京都市大学
卒業生

準会員：横浜ゴム(株)に在職した武蔵工業大学、東京都市大学及び東横女子短期大学の卒業生及び横浜
ゴム(株)の協力会社に在職及び在職した武蔵工業大学及び東京都市大学の卒業生
その他、本支部の目的に賛同し支部総会にて承認された者。

(役員)

第六条 本支部に次の役員を置き任務にあたる。

1. 役員

- | | |
|----------|----|
| (1) 支部長 | 1名 |
| (2) 副支部長 | 1名 |
| (3) 幹事長 | 1名 |
| (4) 幹事 | 2名 |
| (5) 会計 | 1名 |
| (6) 顧問 | 1名 |

2. 役員の任務

- (1) 支部長は支部を代表し会務を統括する。
- (2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときは支部長の任務を代行する。
- (3) 幹事長は幹事を指揮し会務の執行にあたる。
- (4) 幹事は会員相互の連絡に任じ、幹事長を補佐して会務を分担する。
- (5) 会計は本支部の会計・経理を担当する。

3. 役員会

役員は役員会において正会員の中から選任し、総会に報告する。

4. 役員の任期

役員の任期は4月1日から翌々年の3月31日の2年間とする。ただし、再任を妨げない。また、役員に欠員を生じた場合の補欠者は支部長が任命するが、その任期は前任者の在籍期間とする。

(顧問)

第七条 顧問は役員会の決定に基づき支部長が委嘱する。顧問は支部長の要請に応じて各会議に参加し意見を述べる。

(会計年度)

第八条 本支部の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規約の改廃及び決議)

第九条 この規約の改廃及び本支部の行う決議は、総会において出席正会員の過半数の賛同により決定するものとする。

附 則

この規約は東京都市大学名称の追記を主として、平成22年3月吉日改定制定・施行する。

以 上

横浜ゴム柏会役員 (2015年3月再任)

支部長	:	杉山 一士	(86 機械)
副支部長	:	三上 洋史	(89 機械)
幹事長	:	上繁 尚毅	(90 電気電子)
幹 事	:	日野 恭行	(91 経営)
		長野 肇	(91 経営)
		沼崎 康	(91 電気電子)
		三瓶(みかめ)一俊	(99 土木)
会 計	:	秦野 均	(97 土木)
顧 問	:	海老沼 利光	(74 経営)